

**残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約
に基づく国内実施計画**

(案)

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約
関係省庁連絡会議

2005年5月27日

目次

	頁
第1章 はじめに	1
第1節 POPs条約制定及び我が国の締結の経緯	1
第2節 我が国におけるPOPs問題の経緯	2
第3節 国内実施計画策定までの手続き	3
第2章 我が国の状況	4
第1節 我が国の概要	4
1．人口統計等	4
2．政治構造	5
3．製造業及び農業部門	8
4．主な経済部門による産業雇用	9
第2節 POPsに係る施策の実施状況	10
1．製造、使用、輸入及び輸出の規制	10
2．非意図的生成物質対策	10
3．在庫・廃棄物対策	10
4．環境監視	11
第3節 POPsに係る現状と課題	11
1．一般環境の状況	11
2．講じた施策の有効性の評価と課題	18
第3章 具体的な施策の展開 - 国内実施計画の戦略及び行動計画要素	20
第1節 基本的考え方	20
第2節 実施計画の効果的実施	20
1．実行体制と各主体の連携	20
2．国内の各種計画との連携	21
第3節 POPsの製造、使用、輸入及び輸出を防止することを目的とした規制のための措置	21
1．化審法による措置	21
2．農薬取締法による措置	22
3．薬事法による措置	22
4．外国為替及び外国貿易法による措置	22
第4節 非意図的生成物の排出削減のための行動計画	23
1．ダイオキシン類	23
2．ヘキサクロロベンゼン (HCB)	35
3．ポリ塩化ビフェニル (PCB)	36

第5節	ポリ塩化ビフェニルの廃絶のための取組	37
1.	使用の禁止	37
2.	廃絶	37
第6節	在庫及び廃棄物を特定するための戦略並びに適正管理及び処理のための取組	40
1.	埋設農薬	41
2.	廃クロルデン類等	43
3.	ダイオキシン類に汚染された廃棄物	43
4.	ダイオキシン類を含有する農薬	45
第7節	汚染された場所を特定するための戦略	46
1.	ダイオキシン類	46
2.	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	48
3.	その他	49
第8節	POPs条約附属書掲載物質以外のPOPsへの対応	49
第9節	POPsの環境監視のための取組	50
第10節	国際的取組	51
1.	POPs条約に基づく取組	51
2.	関連する諸条約との連携	52
第11節	情報の提供	53
1.	情報の整備	53
2.	利害関係者との協議	53
3.	広報活動	54
第12節	研究及び技術開発の促進	54
第4章	国内実施計画の実施状況の点検と改定	56
付属資料	一般環境の状況 (図表)	
	我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画	

第1章 はじめに

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(POPs条約)第7条では、各締約国は、その国が条約に基づく義務を履行するための計画(国内実施計画、National Implementation Plan)を作成し、条約がその国について効力を生ずる日から2年以内に締約国会議に送付することが規定されています。また、同条約第5条では、意図的でない生成から生ずる放出を削減し又は廃絶するための措置について行動計画を作成し、国内実施計画の一部として実施することが規定されています。

この国内実施計画に基づき、各国が国際的協調の下で、条約により義務付けられた具体的取組を推進することにより、地球規模での残留性有機汚染物質(Persistent Organic Pollutants、以下「POPs」という。)の削減等が促進され、人の健康及び環境の保護が図られることが期待されています。

各国が講ずべき事項としては、以下のものが規定されています。

意図的な製造及び使用から生ずる放出を削減し、廃絶するための措置

意図的でない生成から生ずる放出を削減し又は廃絶するための措置(行動計画の策定・実施を含む)

POPsを含有する在庫及び廃棄物から生ずる放出を削減し又は廃絶するための措置

これらの対策に関する国内実施計画の策定と実施

その他の措置

- ・ 新規POPsの製造・使用を防止するための措置
- ・ POPsに関する調査研究、モニタリング、情報提供、教育等
- ・ 途上国に対する技術・資金援助の実施

この文書は、POPs条約第7条に基づく日本の実施計画であり、同条約第5条(a)に基づく、非意図的生成物質に関する行動計画も含んでいます。

この文書を作成するに当たっては、2005年5月の第1回締約国会議において採択された、国連環境計画(UNEP)・世界銀行が作成した国内実施計画のガイダンス文書を参考にしました。

第1節 POPs条約制定及び我が国の締結の経緯

ポリ塩化ビフェニル(PCB)、DDT等のPOPsは、毒性、難分解性及び生物蓄積性を有し、大気、水及び移動性の種を介して国境を越えて移動し、放出源から遠く離れた場所にたまり積んで陸上生態系及び水界生態系に蓄積するという特性を有しています。

このため、POPsへの暴露により、特に開発途上国において健康上の懸念、特に女性への及び女性を介した将来の世代への影響を生ずる懸念があること、また、北極の生態系及び原住民の社会がPOPsの食物連鎖による蓄積のため特に危険にさらされており、その伝統的な食品のPOPsによる汚染が公衆衛生上の問題となっていることが国際的に認識されるようになりました。

POPsの廃絶、削減等は、一部の国々の取組のみでは地球規模での環境汚染防止には不

十分であることから、国際的な枠組みの中でその廃絶や削減等の取組を進めるため、1998年に POPs の廃絶、削減等に関する条約化交渉が開始されました。その後、POPs の判断基準（クライテリア）を決めるための2回の専門家会合と、5回の政府間交渉委員会を経て、2001年5月、ストックホルムで開催された外交会議において POPs 条約が採択されました。

日本は、POPs 規制について法的拘束力のある国際的な枠組みを確立させるために開催された第1回政府間交渉委員会から、条約化作業に積極的に参画してきました。日本は、2002年8月30日に POPs 条約を締結しました。

POPs 条約は、2004年2月17日、発効に必要な50か国目が締結したことを受け、2004年5月17日に発効しました。

第2節 我が国におけるPOPs問題の経緯

我が国で農薬として使用されていた DDT、アルドリン、ディルドリン等残留性が強い農薬による農作物、水、土壌の汚染等の社会問題が生じたことから、1971年に農薬取締法（1948年（昭和23年）法律第82号）が改正され、農薬の登録に当たっては、その残留性及び毒性についても検査を行うこととし、従前の水産動植物への被害防止の観点に加え、農作物等あるいは土壌への残留性又は水質汚濁性により人畜に被害が生ずるおそれがあるときは登録を保留すること等の仕組みが設けられました。

PCB については、化学的な安定性、絶縁性、不燃性などの特性を有することからトランス、コンデンサ等の絶縁油、熱媒体等幅広い分野で使用されていましたが、1966年以降、世界各地の魚類や鳥類の体内から PCB が検出されるなど、PCB による環境の汚染が明らかとなる中で、我が国においても、1968年に、食用油の製造過程において熱媒体として使用された PCB が混入し健康被害を発生させるというカネミ油症事件が起きました。その後、様々な生物や母乳等からも検出され、PCB による汚染が社会問題となりました。このような状況を踏まえ、1972年からは PCB の新たな製造はなくなり、さらに、1973年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（1973年（昭和48年）法律第117号。以下「化審法」という。）が制定され、PCB のように環境中で分解しにくく（難分解性）かつ生物の体内に蓄積しやすいもの（高蓄積性）であり、継続して摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある化学物質による環境汚染を防止するための事前審査制度並びに製造、輸入、使用等の規制を行う仕組みが設けられました。化審法は、2003年に改正され、難分解性かつ高蓄積性であり、継続して摂取される場合には、人の健康を損なうおそれのある化学物質に加え、高次捕食動物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質についても、規制の対象となりました。

また、既に製造された PCB を処分するため、民間主導による PCB 処理施設の設置の動きが幾度かありましたが、施設の設置に関して住民の理解が得られなかったことなどから、ほぼ30年の長期にわたりその多くについて処理が行われず、結果として保管が続いている状況にありました。しかしながら、保管が長期にわたっているため、紛失したり、行方

不明になったトランスなどもあることが判明し、PCB による環境汚染が懸念されてきました。このため、2001 年 6 月、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、PCB 廃棄物を所有する事業者等に保管状況等の届出や一定期間に適正に処分することを義務付ける「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(2001 年(平成 13 年)法律第 65 号。以下「PCB 特措法」という。)が公布されました。

ダイオキシン類(ダイオキシン、ジベンゾフラン及びコプラナー PCB)については、1983 年、都市ごみ焼却炉のフライアッシュからダイオキシン類が検出されたとの調査結果を契機として環境問題として顕在化しました。このため、1985 年に全国の河川、湖沼及び海域における底質と水生生物について、1986 年には大気について、ダイオキシン類のモニタリングが開始されました。また、発生源に対しては、1984 年に廃棄物焼却炉、1990 年に紙パルプ工場に対する実態調査を実施し、その結果を踏まえて、ガイドラインの策定や排出抑制の行政指導が行われました。さらに、1996 年頃からは廃棄物焼却施設等からの排出による環境汚染を懸念する社会的関心が非常に高まり、健康影響に対するリスクを低減させていくという未然防止の観点から、1997 年にはダイオキシン類を「大気汚染防止法」(1968 年(昭和 43 年)法律第 97 号)上の有害大気汚染物質に指定し、大気への排出抑制対策が開始されました。さらに、1999 年 7 月に「ダイオキシン類対策特別措置法」(1999 年(平成 11 年)法律第 105 号。以下「ダイオキシン法」という。)が制定され、耐容一日摂取量や環境基準の設定、広範な施設からの排出ガス及び排出水に関する規制、廃棄物処理に関する規制の強化、汚染状況の調査、汚染土壌に係る措置等の総合的な対策を進めるための枠組みが整備され、現在、これに基づく措置が講じられています。

第 3 節 国内実施計画策定までの手続き

2003 年 1 月には、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約関係省庁連絡会議(関係省庁連絡会議)及び幹事会を設置し、関係各省の連携の下での国内実施計画の策定作業を開始しました。

【注：その後の手続きについては、意見聴取後、加筆】

第2章 我が国の状況

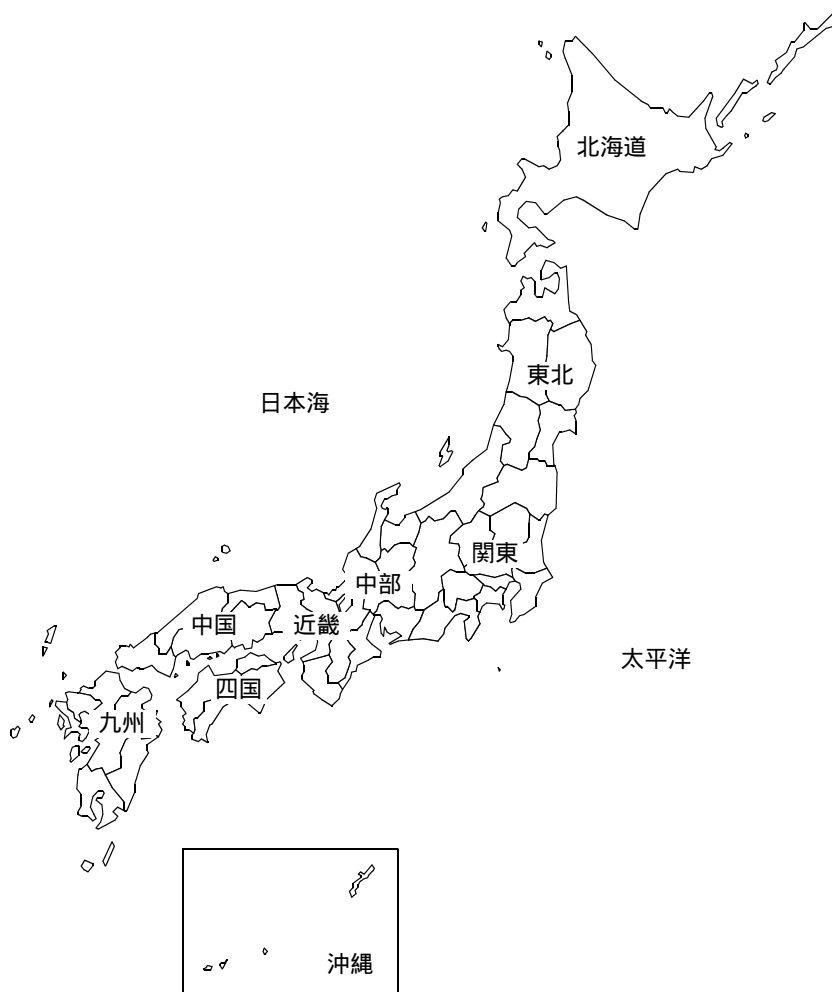
第1節 我が国の概要

1. 人口統計等

(1) 地理

日本は、アジア大陸の東の海上に位置しており、面積は、約 378,000 km² あります。面積の大きい順に、本州、北海道、九州、四国の大きな島と非常に多くの島々から成り立っています。東側は太平洋に面し、アジア大陸との間には日本海と東シナ海があります。

日本の地図



(出典：Web-japan ホームページ (外務省) <http://web-japan.org/factsheet/>)

(2) 公用語及び教育制度

公用語は、日本語です。識字率は、ほぼ 100% です。小学校 6 年間及び中学校 3 年間は義務教育であり、義務教育後、高等学校等への進学率 97.5 % (2004 年) です。高等教育 (大学 (学部)・短期大学 (本科)) への進学率 (浪人を含む) は、49.9% (2004 年現在) です。

(3) 人口

総人口は、約 1 億 2,700 万人です (2000 年)。

総人口及び年齢構成

年	人口 (単位: 千人)				構成割合 (%)		
	総数	0 ~ 14 歳	15 ~ 64 歳	65 歳以上	0 ~ 14 歳	15 ~ 64 歳	65 歳以上
1920 年	55,963	20,416	32,605	2,941	36.5	58.3	5.3
1925 年	59,737	21,924	34,792	3,021	36.7	58.2	5.1
1930 年	64,450	23,579	37,807	3,064	36.6	58.7	4.8
1935 年	69,254	25,545	40,484	3,225	36.9	58.5	4.7
1950 年	84,115	29,786	50,168	4,155	35.4	59.6	4.9
1955 年	90,077	30,123	55,167	4,786	33.4	61.2	5.3
1960 年	94,302	28,434	60,469	5,398	30.2	64.1	5.7
1965 年	99,209	25,529	67,444	6,236	25.7	68	6.3
1970 年	104,665	25,153	72,119	7,393	24	68.9	7.1
1975 年	111,940	27,221	75,807	8,865	24.3	67.7	7.9
1980 年	117,060	27,507	78,835	10,647	23.5	67.3	9.1
1985 年	121,049	26,033	82,506	12,468	21.5	68.2	10.3
1990 年	123,611	22,486	85,904	14,895	18.2	69.5	12
1995 年	125,570	20,014	87,165	18,261	15.9	69.4	14.5
2000 年	126,926	18,472	86,220	22,005	14.6	67.9	17.3

出典：総務省統計局「国勢調査報告」

注：1975 年以降の総数には、年齢不詳の者も含まれている。

(4) 平均寿命

2002 年における平均寿命は、男性が 78.3 歳、女性が 85.2 歳です。

(5) 労働人口及び失業率

労働力状態 15 歳以上人口は、約 10,962 万人です (2003 年)。2003 年の失業率は、5.3% です。

2. 政治構造

(1) 政府形態

1947 年 5 月 3 日に現行の憲法が施行され、また、同時に「内閣法」が施行されて、現在の内閣制度が確立しました。すなわち、国民主権の下で、立法、行政及び司法の三権分立を徹底させるとともに、二院による議院内閣制という基本的枠組みの下で、内閣は行政権の主体として位置付けられることとなりました。